

決済用普通預金

(令和3年11月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	決済用普通預金
2. ご利用いただける方	法人及び個人のお客さま
3. 期間	定めはありません。
4. お預入れ方法 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額 (3)お預入れ単位	随時お預入れできます。 1円以上 1円単位
5. 払戻方法	随時お引き出しできます。
6. 利息 (1)適用金利 (2)支払頻度 (3)計算方法	利息はつきません。 — —
7. 手数料	キャッシュカードによる払戻等に当たっては、カード規定に定める手数料を徴求することがあります。
8. 付加できる 特約事項	個人の場合は総合口座による当座貸越ができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率、国債担保の場合年金利9%となります)。
9. 中途解約時の 取扱い	—
10. その他参考と なる事項	公共料金等の自動支払、および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取が可能です。
11. 金融商品販売 法に係る重要 事項のご説明	決済用普通預金は、①預金者の要求にしたがいいつでも払戻しができる要求払いの預金であること、②引き落とし等決済サービスが提供される預金であること、③無利息であることの3つを条件とし、預金保険制度の範囲内で全額保護されます。 (注1) 決済用総合口座の定期預金は決済用預金ではありませんので、決済用預金を除いた預金等と合算して、1金融機関ごとに預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。 (注2) 他人、架空名義預金は預金保険の対象外です。家族の名義を借りたに過ぎない預金も他人名義預金として預金保険の対象外であり、また後日判明した場合も預金保険の対象外となります。 (注3) 決済用普通預金は、新規開設のほか現在利用中の普通預金を切替えて開設することもできます。 (注4) 決済用普通預金は、普通預金(お利息がつく普通預金)に変更することもできます。ただし普通預金(お利息がつく普通預金)は、決済用預金ではありませんので、決済用預金を除いた預金等と合算して、1金融機関ごとに預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。

決済用普通預金

12. 苦情受付窓口	営業店：お取引店 本 部：お客様相談所 089-933-1111 ● 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） ● 受付時間：午前9時～午後5時
------------	---

【全国銀行協会相談室】



0570-017109 インターネット

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時

(2 - 2)